

平成18年4月12日

建設工事登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

### 建設工事における入札参加資格の抹消の取扱いについて

建設工事における入札参加資格については、平成17年度より経営事項審査の結果通知を受けた時点で、毎年更新の手続きを行うことで、有効期間の更新（延長）を行うこととしております。

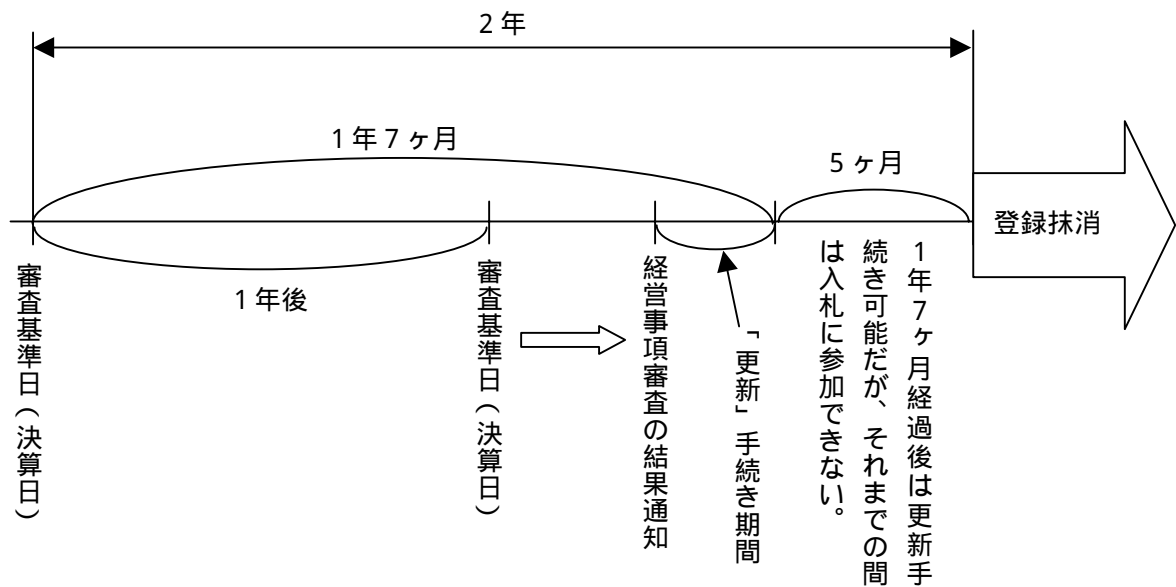
経営事項審査における審査基準日（決算日）から1年7ヶ月を経過すると公共工事を請負うことができなくなる（以下「経審切れ」という。）ことから、更新の手続きについては、通常、経審切れになる前に行っていただく必要があります。

しかしながら、諸事情により更新の手続きがなされず、更新希望の有無が判然としないケースが見受けられることから、平成18年6月1日より、経審切れから5ヶ月を経過（審査基準日（決算日）から2年経過）しても更新の手続きがなされない場合は、登録を抹消することとします。

なお、経審切れになっても5ヶ月間は更新の手続きは可能ですが、更新の手続きがなされるまでの間は入札に参加することができなくなりますのでご注意ください。

登録が抹消された後に再度、佐世保市の入札等に参加するためには、新規での申請が必要となります。

#### 【イメージ図】



ご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

契約課（工事担当）

TEL：0956-24-1111（内線 3202～3204）

FAX：0956-25-9624

E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp